

羽曳野市男女共同参画推進条例



◆男女共同参画って?◆(第2条の定義より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

◆なぜ、条例が必要なの？◆

羽曳野市ではこれまで、「羽曳野市男女共同参画推進プラン」に基づいて「男女共同参画社会の実現」に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成には多くの課題が残されています。

男女が個人として尊重され、誰もが安全、安心で豊かに暮らしていくためには、羽曳野市の地域性を生かした「男女共同参画社会の実現」を市の重要課題として位置づけ、これまでの取り組みを踏まえて総合的、計画的な推進について、市、市民、事業者及び教育関係者が協力・連携して取り組んでいく基本的な考えが必要です。

このことから、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき「羽曳野市男女共同参画推進条例」を平成25年12月27日に制定し、平成26年4月1日より施行しました。

◎この条例では、次の4点が定められています。

1. 男女共同参画の推進に関する基本理念
2. 市、市民、事業者及び教育関係者の責務
3. 性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項
4. 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

1. 男女共同参画の推進に関する基本理念：基本的な7つの考え（第3条）

社会制度
や慣行に
ついての
配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における活動において自由な選択ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考えていきましょう。

政策決定
の場への
共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案や決定に共同して参画できる機会を確保していきましょう。

国際社会
との協調

男女共同参画の取り組みについては、国際的な動向に協調して推進していきましょう。

個人の人
権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、性別等によって差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されるようにし、男女間のあらゆる暴力が根絶されるようにしましょう。

家庭生活にお
ける活動と社
会生活におけ
る活動の両立

家族を構成する男女が、家庭生活において互いに協力し、仕事や地域などの社会生活において対等に参画し、両立できるようにしましょう。

性同一性障
害を有する
人等への人
権の尊重

性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの人権について考えていきましょう。

性と生殖に
関する健康
と権利の尊
重

男女が互いの身体的特徴や心身の変化について理解を深め、意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように考えていきましょう。

2. 市、市民、事業者及び教育関係者の責務（第4条～第7条）

- 市の責務 -

関係機関と連携を図りながら、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女共同参画施策を策定、実施します。

- 市民の責務 -

家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。

- 事業者の責務 -

事業活動において男女共同参画の推進に努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。

- 教育関係者の責務 -

男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めましょう。また、市が実施する施策に協力しましょう。

3. 性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項（第8条・第9条）

社会のあらゆる分野において、直接的または間接的を問わず性別等による男女共同参画の推進を阻害する差別的取扱いを禁止することを定めています。

性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止

セクシャル・ハラスメントの禁止

配偶者等に対する暴力の禁止

性同一性障害を有する人等への人権侵害の禁止

また、ポスターや看板、広告など、すべての人が**公衆に表示する情報**は、表現の自由を尊重しつつも、人々の意識に大きな影響を及ぼすと考えられるため、性別による固定的な役割分担意識や男女間におけるあらゆる暴力、性の商品化を助長し、連想させる表現や過度の性的表現をしないよう**配慮**しなければならないことについて定めています。



4. 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第10条～第18条）

男女共同参画を推進するための施策の基本となる事項を定めています。

羽曳野市男女共同参画推進プランの策定

施策の推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定します。

意見等への対応

本市が実施する男女共同参画施策又はその他の施策について、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見、苦情の申し出を受け付けます。

広報啓発活動

男女共同参画について十分理解してもらうため、様々な媒体を利用して広報活動や情報提供を行います。

相談への対応

性別等による差別的取扱い等の相談を受け、適切な対応に努めます。

教育及び学習への支援

教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な支援を行います。

推進体制の整備

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備や措置を講じるよう努めます。

調査研究

男女共同参画の施策を策定するための調査研究を行います。

羽曳野市男女共同参画推進審議会の設置

羽曳野市男女共同参画推進プランや男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議する審議会を設置します。

積極的改善措置

社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して格差を解消するよう必要な手続きをとります。

- ・学識経験者・関係機関又は団体の構成員・公募に応じた市民などで構成
- ・男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないよう構成

羽曳野市 女性相談のご案内

夫婦、家族などの人間関係や、夫、恋人からの暴力など、女性相談員がお話を伺います。実施日の前日までに電話でご予約ください。

(☎072-958-1111 内線1055)

実施日 毎月…第1水曜日 午後1時30分～午後4時30分
市役所本館 1階市民相談室にて（電話・面接相談）
毎月…第4水曜日 午後1時30分～午後4時30分
奇数月：市役所本館 1階市民相談室にて（電話・面接相談）
偶数月：陵南の森総合センターにて（面接相談のみ）



羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
TEL (072) 958-1111 FAX (072) 958-8061
E-mail : jinkensuishin@city.habikino.lg.jp